

モバイル通信ネットワーク環境整備事業実施要綱

4 デ推ネ第 100 号 令和 4 年 6 月 27 日

改正 5 デ推つ第 133 号 令和 5 年 12 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は都内において、通信困難地域及び高度化無線通信未整備地域の通信環境の改善に資するために、「モバイル通信ネットワーク環境整備事業」（以下「本事業」という。）により、携帯電話等での通信を可能とするために必要となる基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）の整備及び整備計画策定を行う町村（以下「補助事業者」という。）の支援を行う。

本要綱は、本事業の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 都は本事業において、補助事業者に対し、次に掲げる補助金を交付する。

- (1) 通信困難地域解消等に向けた計画策定支援事業補助金
- (2) 携帯電話等エリア整備事業補助金

2 前項の補助金の交付対象は、都内の過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域、同法第 3 2 条の規定に基づき読み替えて適用される同法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域及び同法第 3 3 条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）及び離島地域（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をいう。）において事業を行うものに限る。

(都の役割)

第 3 条 都は本事業において、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 補助事業者からの補助金交付申請の審査
- (2) 国への補助金交付申請
- (3) 補助事業者への補助金交付決定及び通知
- (4) 補助事業者への補助金交付
- (5) 国への補助金請求

(補助事業者の役割)

第 4 条 補助事業者は本事業において、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 都への補助金交付申請

- (2) 通信困難地域解消等に向けた計画策定事業の実施
- (3) 携帯電話等エリア整備事業の実施
- (4) 都への補助金請求

(財産の所有権等)

第5条 本事業によって策定した整備計画及び整備した基地局施設等に関する一切の権利は、補助事業者に帰属する。

(交付申請)

第6条 補助事業者は本事業による補助金の交付を受けようとするときは、別に指定する期日までに交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 交付申請に必要な事項は、別に定める。

(補助の実施)

第7条 本要綱第4条第2号及び第3号に掲げる補助事業者による事業の実施期間は補助金交付決定日から令和6年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する詳細事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。